

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1797号

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（規則第6-45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1</p> <p style="text-align: center;">行政職給料表級別資格基準表</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1 試験欄の「正規の試験」の区分に掲げる「大学卒業程度」は、職員採用試験（大学卒業程度）及びこれに相当する正規の試験を示し、「短大卒業程度」は、職員採用試験（短大卒業程度）及びこれに相当する正規の試験を示し、「高校卒業程度」は、職員採用試験（高校卒業程度）及び<u>市町村立義務教育諸学校事務職員採用試験並びにこれらに相当する正規の試験を示す。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>別表第1</p> <p style="text-align: center;">行政職給料表級別資格基準表</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1 試験欄の「正規の試験」の区分に掲げる「大学卒業程度」は、職員採用試験（大学卒業程度）及びこれに相当する正規の試験を示し、「短大卒業程度」は、職員採用試験（短大卒業程度）及びこれに相当する正規の試験を示し、「高校卒業程度」は、職員採用試験（高校卒業程度）及び<u>市町村立小中養護学校事務職員採用試験並びにこれらに相当する正規の試験を示す。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p>

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																												
<p>別表第19</p> <p style="text-align: center;">休職期間等調整換算表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 由</th> <th style="text-align: center;">引き続いて勤務しない期間についての換算率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定による派遣</td> <td style="text-align: center;">$\frac{3}{3}$ 以下</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td style="border: 2px solid black;">一般職員勤務時間条例第16条及び市町村立学校職員勤務時間条例第15条に定める場合</td> <td style="border: 2px solid black; text-align: center;">$\frac{3}{3}$ 以下</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般職員給与条例第38条第2項及び市町村立学校職員給与条例第40条第2項の休職並びに勤務時間規則第14条第2号に定める場合</td> <td style="text-align: center;">$\frac{1}{2}$ 以下</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 由	引き続いて勤務しない期間についての換算率	(略)		公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定による派遣	$\frac{3}{3}$ 以下	一般職員勤務時間条例第16条及び市町村立学校職員勤務時間条例第15条に定める場合	$\frac{3}{3}$ 以下	(略)		一般職員給与条例第38条第2項及び市町村立学校職員給与条例第40条第2項の休職並びに勤務時間規則第14条第2号に定める場合	$\frac{1}{2}$ 以下	(略)		<p>別表第19</p> <p style="text-align: center;">休職期間等調整換算表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 由</th> <th style="text-align: center;">引き続いて勤務しない期間についての換算率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定による派遣</td> <td style="text-align: center;">$\frac{3}{3}$ 以下</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般職員給与条例第38条第2項及び市町村立学校職員給与条例第40条第2項の休職並びに勤務時間規則第14条第2号に定める場合</td> <td style="text-align: center;">$\frac{1}{2}$ 以下</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td style="border: 2px solid black;">一般職員勤務時間条例第16条及び市町村立学校職員勤務時間条例第15条に定める場合</td> <td style="border: 2px solid black; text-align: center;">$\frac{1}{2}$ 以下</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 由	引き続いて勤務しない期間についての換算率	(略)		公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定による派遣	$\frac{3}{3}$ 以下	(略)		一般職員給与条例第38条第2項及び市町村立学校職員給与条例第40条第2項の休職並びに勤務時間規則第14条第2号に定める場合	$\frac{1}{2}$ 以下	一般職員勤務時間条例第16条及び市町村立学校職員勤務時間条例第15条に定める場合	$\frac{1}{2}$ 以下	(略)	
事 由	引き続いて勤務しない期間についての換算率																												
(略)																													
公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定による派遣	$\frac{3}{3}$ 以下																												
一般職員勤務時間条例第16条及び市町村立学校職員勤務時間条例第15条に定める場合	$\frac{3}{3}$ 以下																												
(略)																													
一般職員給与条例第38条第2項及び市町村立学校職員給与条例第40条第2項の休職並びに勤務時間規則第14条第2号に定める場合	$\frac{1}{2}$ 以下																												
(略)																													
事 由	引き続いて勤務しない期間についての換算率																												
(略)																													
公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定による派遣	$\frac{3}{3}$ 以下																												
(略)																													
一般職員給与条例第38条第2項及び市町村立学校職員給与条例第40条第2項の休職並びに勤務時間規則第14条第2号に定める場合	$\frac{1}{2}$ 以下																												
一般職員勤務時間条例第16条及び市町村立学校職員勤務時間条例第15条に定める場合	$\frac{1}{2}$ 以下																												
(略)																													

備考 (略)

備考 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則別表第19の規定は、この規則の施行の日以後の一般職員勤務時間条例第16条及び市町村立学校職員勤務時間条例第15条に定める場合の期間について適用し、この規則の施行の日前の同期間については、なお従前の例による。